

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 17 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和元年 5 月 24 日付け大保第 10514 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

本件請求については、本来存否応答拒否決定すべきものであったが、平成 31 年 1 月 7 日付け大保第 10614 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、取り消すべきものとは認められない。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 30 年 11 月 22 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し「病院について 10 月 29 日大阪市保健所医療対策課及び南西部生活衛生監視事務所に通報した件に関する文書一切」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、市民の声「入院時の病院食のパンが消費期限切れだった。」（平成 30 年 10 月 29 日受付）注意指導票（写）（平成 30 年 10 月 31 日付け）顛末書（平成 30 年 11 月 13 日受付）及び相談窓口（苦情・提言）受付処理票（平成 30 年 10 月 29 日受付）（以下「本件各文書」という。）と特定した上で、「（1）届出者の氏名、性別、年齢、住所、連絡先及び心身に関する情報（以下「本件情報 1」という。）（2）事業者の名称、住所、代表者名及び連絡先（以下「本件情報 2」という。）（3）事業者の印影（以下「本件情報 3」という。）（4）事業者の担当者役職及び氏名（以下「本件情報 4」という。）及び（5）顛末書（以下「本件情報 5」という。）」を公開しないこととした理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 7 条第 1 号に該当

(説明)

本件情報 1 及び 4 の情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 7 条第 2 号に該当

(説明)

本件情報 2 及び 5 の情報は、法人等の事業者の経営上又は技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。

(説明)

本件情報 3 の情報は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第 7 条第 5 号に該当

(説明)

本件情報 1 及び 5 の情報は、本市の事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、食品衛生事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 31 年 4 月 5 日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

本件決定において公開しないこととされた部分は非公開情報に該当しないため。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各文書において非公開とした部分について

本件各文書は、食品衛生に係る相談窓口受付処理票（市民の声）及びその添付書類

(注意指導票 (写) 顛末書) 並びに医療機関等に係る相談窓口 (苦情・提言) 受付処理票である。

実施機関である大阪市保健所南西部生活衛生監視事務所は食品衛生関連法令に基づく許認可及び監視指導、大阪市保健所保健医療対策課は医療法その他医療関係法令に基づく病院、診療所等の指導に関する業務を行っており、食中毒等の行政処分を受けた事業者については食品衛生法に基づき法違反者の名称等の公表を行っているが、行政指導を行ったものについては公表を行っていない。

本件各文書は届出者に関する情報、届出者からの相談内容及び事業者情報等が記載されており、実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、本件情報 1 から本件情報 5 である。

2 本件各文書に対して本件決定を行った理由

(1) 本件情報 1 及び 4 の条例第 7 条第 1 号該当性について

本件情報 1 は届出者の氏名、住所及び入院歴等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

本件情報 4 は届出対象の病院の担当者役職及び氏名である。当該担当者役職は届け出のあった病院で単独の役職であって、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、本件情報 1 及び 4 は条例第 7 条第 1 号に該当する。

(2) 本件情報 2 及び 5 の条例第 7 条第 2 号該当性について

本件情報 2 は届出対象の病院、給食委託先及び届出対象の病院食のパンの仕入れ先事業者の名称並びに届出対象の病院の住所、電話番号、代表者の氏名であり、本件情報 5 は届出対象の病院が作成した顛末書に記載の情報である。

上記 1 のとおり、食品衛生業務に係る行政指導については従来から公表の対象としておらず、事業者の名称等は非公開情報として取り扱う必要がある。

本件情報 2 及び 5 には事業者を特定、識別することができる情報が記載されており、情報を照合することにより特定の事業者が識別され、本件文書で公開した事案の概要や調査結果から食品衛生事務上の調査対象となったことのみならずどのような指導対象の事案があったのかが明らかとなり、当該事業者の社会的な評価が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件情報 2 及び 5 は条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 本件情報 3 の条例第 7 条第 2 号該当性について

本件情報 3 は届出対象の病院の印影であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがある。

したがって、本件情報 3 は条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 本件情報 1 及び 5 の条例第 7 条第 5 号該当性について

本件情報 1 は届出を行った個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。食品衛生事務における事業者に対する調査及び監視指導等は個人からの任意の届出にもとづいて行うことがあり、正確な情報を得るためには届出者の匿名性を確保することが必要である。本件情報 1 を公にすることにより届

出者の氏名が明らかになれば、違法行為を発見した市民が実施機関に通報することへの心理的障壁となり、通報が適切になされないことにより、今後実施機関の食品衛生法上の指導業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。

また、本件情報 5 は事実の詳細を明らかにする目的で実施機関の要請に基づき事業者から提出される文書で、行政指導として相手方の協力をもって達成されるものである。当該情報を公開することになれば、今後同様事案が発生した際の文書報告を事業者に拒まれ、実施機関は正確な事実の把握ができなくなり、食品衛生事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。

したがって、本件情報 1 及び 5 は条例第 7 条第 5 号に該当する。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、本件情報 1 から本件情報 5 までを公開すべきであると主張するのに対し、実施機関は本件情報 1 は条例第 7 条第 1 号及び第 5 号に該当し、本件情報 2 及び本件情報 3 は条例第 7 条第 2 号に該当し、本件情報 4 は条例第 7 条第 1 号に該当し、本件情報 5 は条例第 7 条第 2 号及び第 5 号に該当することから、非公開であるとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件情報 1 の条例第 7 条第 1 号及び第 5 号該当性、本件情報 2 及び本件情報 3 の条例第 7 条第 2 号該当性、本件情報 4 の条例第 7 条第 1 号該当性並びに本件情報 5 の条例第 7 条第 2 号及び第 5 号該当性である。

3 本件請求に係る公文書の存否応答拒否の可否について

審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張に基づく争点は上記 2 のとおりであるが、本件請求に係る請求書には特定病院(以下「本件病院」という。)の名称が記載されているところ、通報処理票、指導票、顛末書などを特定して本件決定を行ったことにより、結果として本件病院が食品衛生事務上の調査・指導対象となった事実及びどのよ

うな指導事案があったのかの詳細が公開され、条例第7条第2号の規定により保護される権利利益が害されている現状が認められる。条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号の規定により保護される権利利益が害されることとなる場合には、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めているところ、本件請求に係る公文書の存否を応えることの可否について当審査会として、以下検討する。

(1) 条例第9条の基本的な考え方

条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

本条が適用されるためには、特定の個人を名指しして、または特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定（当該公文書が存在しないことを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(2) 要件1 該当性について

本件請求は、本件病院名を明記したうえで当該病院について「10月29日大阪市保健所保健医療対策課及び南西部生活衛生監視事務所に通報した件に関する一切の書類」と記載して公文書の公開を求めているところ、請求者は、当該通報（届出）だけについての書類でなく通報（届出）の後の対応についてのすべての公文書の公開を求める請求であると解するのが相当であり、本件病院を指定して通報（届出）とその後の対応についてのすべてに関する公文書の公開を求める請求に対して、その存否を答えることにより、本件病院について通報があった事実の有無や当該通報に対する調査指導等の事実の有無（以下「本件存否情報」という）が明らかになると認められる。

(3) 要件2 該当性について

本件存否情報の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

ア 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

イ 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

本件存否情報は、本件病院について通報があった事実の有無や当該通報に対する調査指導等の事実の有無であるところ、本件存否情報を明らかにすると、本件病院が食品衛生関連法令上の法令違反を行ったかのような憶測を市民に生じさせることにより社会的信用が低下し、本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 要件2 該当性について

したがって、本件請求は要件2に該当すると認められる。

(4) 小括

以上のことから、本件請求は、条例第9条に該当し、実施機関は存否応答拒否決定をすべきである。

4 本件決定の妥当性について

本件請求については上記3で判断したとおり存否応答拒否決定すべきものであるが、実施機関は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしており、このような場合において、原処分を取り消して改めて条例第9条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を特定し部分公開としたことは、結論において妥当といわざるを得ず、取り消すべきものとは認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

令和元年度諮問受理第3号

年 月 日	経 過
令和元年5月24日	諮問書の受理
令和元年8月22日	実施機関からの意見書の收受
令和2年4月22日	調査審議

令和2年5月22日	調査審議
令和2年7月27日	調査審議
令和2年10月2日	調査審議
令和2年10月28日	調査審議
令和2年12月21日	答申